

第3期 和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画

計画策定の趣旨

国のギャンブル等依存症対策推進基本計画やこれまでの県の取組状況を踏まえ、総合的なギャンブル等依存症対策を推進する

計画の位置付け・計画期間

ギャンブル等依存症対策基本法 第13条

「都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない」

計画期間はR8年度～R10年度までの3年間

本県の現状・課題

- 過去1年以内に「ギャンブル等依存症が疑われる者」の推計値から見て相談や医療につながる人は少ない
- 昨今のオンラインカジノや公営競技のインターネット投票などの関心の高まりを踏まえ、若年層を中心とした予防教育の充実が必要
- ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及や相談窓口の周知及び相談窓口対応者や支援者の対応能力を向上させることが必要
- 居住する地域にかかわらず治療や支援が受けられるよう依存症専門医療機関の拡充と自助グループの活動支援が必要
- アルコール、薬物等依存症に関する施策や、多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等のギャンブル等依存症関連問題に取り組む関係機関との連携体制の構築

施策の概要

1 ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

- ・若年層への依存症の理解促進、正しい知識や予防に関する啓発
- ・教員や若者支援機関等への依存症研修の実施
- ・相談窓口の周知
- ・依存症を含む精神疾患に関する普及啓発（心のサポーターの養成）

2 必要な支援につなげる相談支援体制の強化

- ・窓口対応者や支援者の対応能力の向上
- ・インターネットを活用した相談につなげるための取組
- ・企業等へ依存症に気付けるための研修を実施し相談や受診につなげる取組
- ・多重債務の相談を受ける司法書士等との連携により相談機関等につなげる取組

3 医療の質の向上と医療体制の強化

- ・専門的に対応できる医療従事者の養成
- ・依存症専門医療機関の選定と拡充

4 回復支援の充実

- ・自助グループの育成及び自助グループの活動支援

5 包括的な連携協力体制の構築

- ・行政・福祉・司法等の緊密な連携を図るための連携会議の開催

6 違法なギャンブル等への対応

- ・オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組

7 関係事業者による取組

- ・お客様相談窓口への依存症研修受講者の常駐（競輪場）
- ・自己申告プログラム等の利用促進（ぱちんこ営業者）

計画の評価指標

- 公立学校における予防教育実施割合 100%
- 精神保健福祉センター・保健所が実施する相談件数 680件
- 県立こころの医療センターが実施する依存症関連研修の参加者数 120人
- 依存症専門医療機関の選定と拡充（未選定の紀南地域での選定、和歌山地域・紀北地域・紀中地域でのさらなる拡充）
- 依存症研修受講者（競輪場） 45人
- 心のサポーター養成 1,000人/年
- 精神保健福祉センター等が実施する依存症関連研修の参加者数 120人
- 自己申告プログラム等の導入店舗数（ぱちんこ営業者） 全店舗